



議案第三十七号

上西谷地区農道整備事業（農村基盤総合整備事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	農道整備事業（農村基盤総合整備事業）
二	施行場所	上西谷地区農道橋架設工事 三朝町大字上西谷地内
三	工事の概要	橋梁新設一・〇基（橋長二〇・八メートル、巾員四・〇メートル）
四	事業費	一九、八〇〇、〇〇〇円
五	事業の施行方法	請負
六	工事の時期	昭和六十年年度